

福岡市公報

令和 7 年 8 月 28 日 第 7172 号(別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部改正 (第77号)	1
○自転車放置禁止区域の指定 (第190号)	2

規則

福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第77号

福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市自転車駐車場条例施行規則（昭和60年福岡市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長が定める一般有料自転車駐車場については、別表第 1 に規定する利用時間以外の時間においても利用することができる。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 7 前 2 項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項の規定による一般有料自転車駐車場の一時利用をしようとする者が、当該一般有料自転車駐車場に入場して駐車したときは、市長への利用の申請及びその承認があつたものとみなす。

第 3 条の 3 第 1 項中「限る」を「限り、かつ、第 2 条第 2 項の規定による一時利用の場合を除く」に改める。

第 5 条第 2 項中「交付の際」の次に「（第 2 条第 2 項の規定による一時利用の場合（回数券による利用の場合を除く。）にあつては、出場の際）」を加える。

別表第 1 2 博多区の表櫛田神社前駅自転車駐車場の項中「否」を「可」に改める。

別表第 1 6 早良区の表西新駅路上自転車駐車場の項中「西新一丁目、西新二丁目、西新三丁目及び」を削る。

別表第 1 7 西区の表周船寺駅前自転車駐車場の項に次のように加える。

橋本駅自転車駐車場	西区橋本二丁目	午前 6 時から翌日 午前 0 時 45 分まで	なし	可
-----------	---------	-----------------------------	----	---

別表第 2 6 西区の表橋本駅自転車駐車場の項及び橋本駅南自転車駐車場の項を削る。

別表第 3 備考第 3 項中「による一時利用」の次に「及び第 2 条第 2 項の規定による一時利用」を加え、同表備考に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 条第 2 項の規定による一時利用の場合であつて、別表第 1 に規定する利用時間以外の時間内に入場し、かつ、出場するときは、この表の規定にかかわらず、駐車料は無料とする。

別記様式第 7 号中

1 生活保護世帯員 2 療育手帳の所持者 3 身体障害者手帳の所持者 4 その他 ()	を
1 生活保護世帯員 2 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 3 その他 ()	に、

「係」を「係員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 7 西区の表周船寺駅前自転車駐車場の項の次に 1 項を加える改正規定並びに別表第 2 6 西区の表橋本駅自転車駐車場の項及び橋本駅南自転車駐車場の項を削る改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市自転車駐車場条例施行規則別記様式第 7 号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

告 示

福岡市告示第190号

福岡市自転車の放置防止に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、自転車放置禁止区域を次のように指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 28 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定区域
地下鉄橋本駅周辺地区 別図表示の区域
- 2 指定年月日
令和 7 年 10 月 1 日

自轉車放置禁止区域
自轉車駐車場

